令和９年度版
令和８年11月１日発行

杉並区
小学生の放課後の居場所
利用案内





目　次

はじめに（小学生の放課後の居場所について）	・・・・・	１ページ
放課後等居場所事業と学童クラブの内容	・・・・・	２ページ
放課後の居場所選び	・・・・・	３ページ
放課後等居場所事業について	・・・・・	４ページ
学童クラブについて	・・・・・	６ページ
児童館、子ども・子育てプラザの紹介	・・・・・	７ページ
ファミリーサポートセンターについて 民間学童クラブについて	・・・・・	８ページ
杉並区子どもの権利に関する条例について	・・・・・	９ページ
杉並区の小学生向け放課後の居場所一覧	・・・・・	１０ページ

【お問い合わせ】
〇各学童クラブ、各放課後等居場所事業、各児童館等
（電話番号は１０～１３ページをご参照ください）
〇杉並区子ども家庭部児童青少年課
杉並区荻窪 1-56-3 杉並区立児童青少年センター（ゆう杉並）内
電話　03-3393-4760



はじめに（小学生の放課後の居場所について）

杉並区では、お子さんの発達段階やご家庭の状況等に合わせて利用できる小学生の放課後の居場所として、放課後等居場所事業、学童クラブ、児童館などを運営しています。

お子さんとも相談しながら、放課後等居場所事業、学童クラブ、児童館などを含めた放課後の過ごし方をご検討ください。

放課後等居場所事業について　（４ページ参照）

放課後等居場所事業は、保護者の就労等の有無にかかわらず、小学校内で放課後等を過ごすことができる事業です。令和９年度からは、全校実施（一部の学校を除く）に加え、希望者へのおやつ提供や活動場所の拡充などにより充実を図ります。引き続き無償で利用できます。

学童クラブについて　（６ページ参照）

学童クラブは、保護者の就労や疾病などにより、放課後に継続的な保護や見守りを必要とする児童を対象とした生活の場です。令和９年度からは、放課後等居場所事業の全校実施を踏まえ、学童クラブは保護や見守りの必要性が高い児童を優先して受け入れる施設として、入会基準を見直します。利用定員を超える申込みがあった場合は、低学年や心身の障害がある児童など継続的な保護や見守りの必要性が高い児童から入会を決定します。

高学年（４年生～６年生）・３年生の保護者の方へ

学童クラブは、一般的に小学生は学年が低いほど保護や見守りの必要性が高いことから、１年生から３年生までの児童を優先して入会を決定します。

このため、４年生から６年生までの児童については、申込み状況によっては入会決定に至らない場合があります。また、３年生については、１年生及び２年生より優先順位が低いため、申込み状況によっては入会できない場合があります。

なお、年度途中の退会者は少ないため、入会できなかった場合は年度途中の入会も難しい場合があります。

※　申込みに当たっては、放課後等居場所事業や児童館などを含め、お子さんの気持ちや状況を踏まえながら、ご家庭に合った放課後の過ごし方をご検討ください。

児童館等について（７ページ参照）

区内には、小学生が利用できる居場所として、児童館や子ども・子育てプラザがあります。これらの施設は、児童厚生施設として、０歳から 18 歳までのすべての子どもを対象に運営しています。



放課後等居場所事業・学童クラブの内容

放課後等居場所事業は、令和９年度から新たに 10 校で事業を開始し、全校（一部学校を除く※1）で実施します。また、新たにおやつの提供を開始するなど、事業内容の充実を図ります。

現在利用している子どもへのアンケートでは、９割を超える子どもが「楽しい」又は「とても楽しい」と回答しており、多くの子どもたちが放課後の居場所として活用しています。※2

※1 杉並第一小学校では、地域団体による放課後子ども教室を実施しています。
※2 令和７年度子どもアンケート調査結果：とても楽しい 44.1%、楽しい 50.2%、あまり楽しくない 5.0%、楽しくない 0.7%

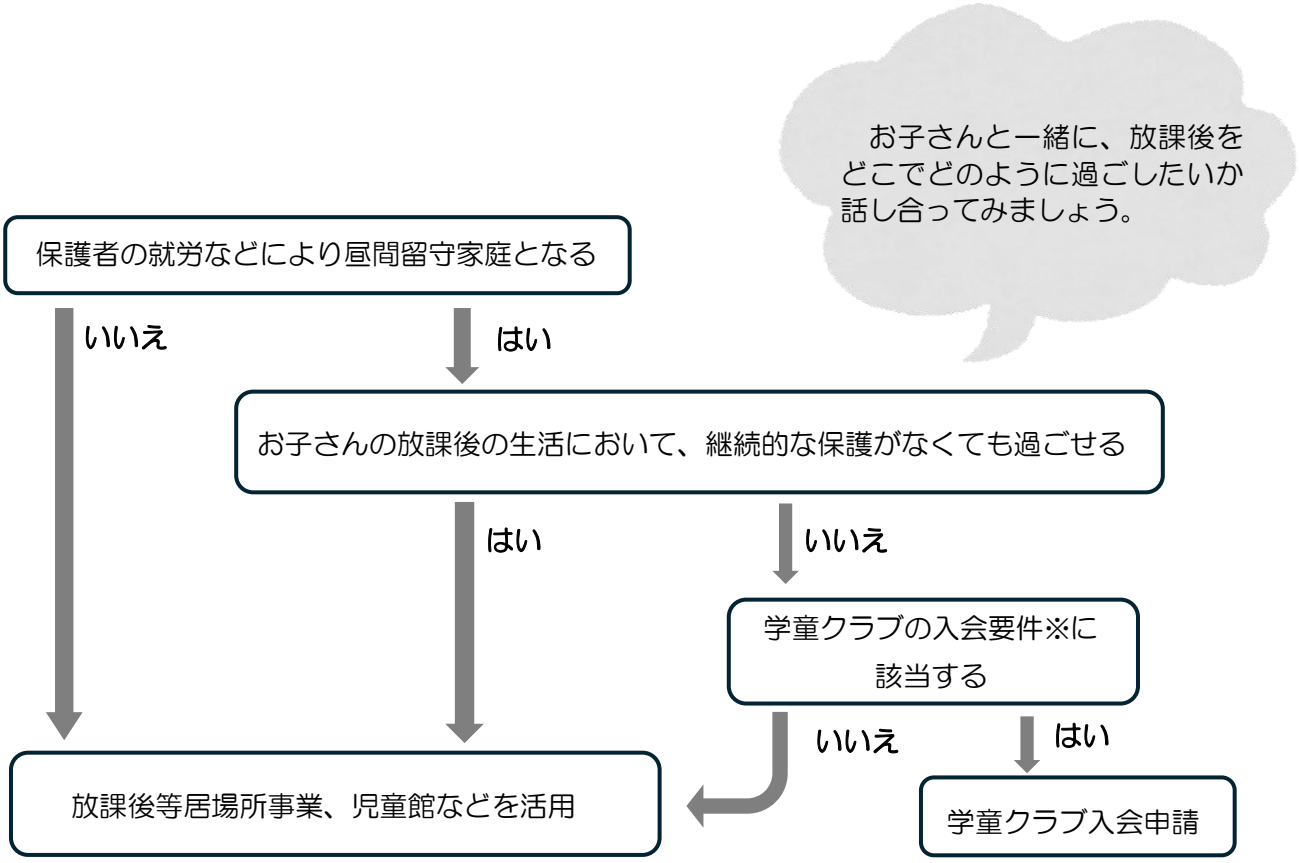
	放課後等居場所事業	学童クラブ
目的	放課後の自由な居場所	放課後の生活の場
実施場所	区立小学校内	児童館内や区立小学校内など
安全・安心	専任の職員を配置	専任の職員を配置
利用対象	すべての小学生	保護者の就労等により継続的な保護又は見守りが必要な小学生 （低学年及び障害がある児童を優先）
利用条件	なし	あり（就労等の要件）
利用方法	来たい日に利用 放課後帰宅せずにそのまま利用可	継続的に利用
利用定員	なし	あり
保護者負担	なし	利用料あり（月額 5,800 円）
おやつ	あり（令和９年度から無償による提供開始予定）	あり（おやつ調達に係る経費は利用料に含む）
開所時間 （平日）	放課後～午後６時まで 夏休み等は午前８時から	放課後～午後６時まで （延長利用は午後７時まで ※利用の要件あり） 夏休み等は午前８時から
開所時間 （土曜日）	午前９時～午後５時まで	午前８時 30 分～午後５時まで ※利用の要件あり
入退室管理	利用時の保護者へのメール配信あり	利用時の保護者へのメール配信あり
利用手続き	利用登録が必要（卒業まで有効）	毎年入会申請が必要
障害がある児童への対応	個別支援なし	生活の場として介助等の個別支援あり
利用状況 （令和８年４月現在）	登録児童数（1 か所当たり平均） １年 44 人、２年 71 人、３年 75 人 ４年 77 人、５年 67 人、６年 49 人	登録児童数（1 か所当たり平均） １年 43 人、２年 39 人、３年 25 人 ４年 5 人、５年 1 人、６年 0.4 人

放課後の居場所選び

お子さんの放課後の過ごし方は、学年や発達段階、ご家庭の状況によって異なります。ぜひ、お子さんと一緒に「放課後をどのように過ごしたいか」について話し合いながら、ご家庭に合った居場所をご検討ください。

放課後等居場所事業や児童館などは、すべての小学生が利用することができます。

学童クラブの利用を希望する場合も、放課後等居場所事業や児童館などを含め、お子さんの気持ちや状況を踏まえながら、ご家庭に合った放課後の過ごし方をご検討ください。



※学童クラブ入会要件については、
「学童クラブ入会申請の手順」をご覧ください。

子どもの居場所の紹介

学童クラブ以外で子どもが放課後を過ごす居場所として、
「**放課後等居場所事業**」や「**児童館**」があります。
これらの居場所について紹介した動画はこちらからご覧いただけます。
杉並区公式ホームページ「子どもの居場所」　（ページID：26024）

放課後等居場所事業について

杉並区公式ホームページ
「放課後等居場所事業」

1．利用対象

〇利用対象は、当該小学校に在籍する小学生です。
〇国立・私立等その他の学校に在籍する小学生も利用できます。
〇卒業生（中・高校生）や乳幼児の利用はできません。

2．事業内容

〇居場所づくりと遊び等の援助
学校施設を最大限に有効活用し、放課後等における小学生の活動拠点として、子どものやりたい多様な遊びや学習、自由な過ごし方ができるよう援助していきます。
子どもたちの活動をスタッフが見守るとともに、子どもの自主性を大切にしながら、必要に応じて遊びや子ども同士の交流をサポートします。
〇プログラムの実施
地域の様々な方の協力を得ながら、読書や読み聞かせ、学習支援、スポーツ、工作、昔遊び、伝承遊びなど、様々なプログラムを随時実施していきます。
〇毎月、おたよりを発行し、活動内容やプログラムなどをお知らせします。おたよりは、入退室管理システムで配信するとともに、学校を通じて配布します。

3．実施日等

〇実施日・実施時間

実施日		実施時間
平　日	学校がある日	放課後～午後６時
	学校休業日	午前８時～午後６時
土曜日	学校がある日	放課後～午後５時
	学校休業日	午前９時～午後５時

※学校施設の状況等で実施時間を短縮する場合があります。
〇事業を実施しない日
日曜、祝日、年末年始、学校閉鎖や大型台風接近等による臨時休校日、運動会等の学校行事がある日

4．活動場所

〇学校の状況に応じて、子どもたちが安心して過ごせる活動の拠点となる部屋のほか、室内で遊べる場所や、校庭・体育館などで体を動かして遊べる場所を日常的に用意しています。
〇具体的な活動場所は、おたよりを参照してください。

活動場所	主な活用施設
室内遊びができる場	多目的室や視聴覚室、図書室など
体を動かす遊びができる場	校庭や体育館など

5．当日の利用について

〇放課後、帰宅せずにそのまま利用することができます。また、一度帰宅してから利用することもできます。
〇利用する時間は自由です。保護者の方と約束した時間に合わせて利用できます。
〇夏休み等の学校休業日や給食のない日は、お弁当をもって利用することができます。

６．入退室管理システムについて

子どもの安全と保護者の安心の向上を図るため、令和６年 12 月から入退室管理システムを導入しました。入退室管理システムの主な機能は、次のとおりです。

・放課後等居場所事業への入室時・退室時、子どもが入退室カードで打刻を行うことで、登録した保護者のメールアドレスあてに、お知らせメールが届きます。
・災害等の緊急時に、放課後等居場所事業からのお知らせメールが届きます。

７．費用

原則として無料です。ただし、プログラム内容によっては、材料費等の実費負担をお願いする場合があります。

８．おやつ提供について

〇令和９年度からおやつを無償で提供する予定です。詳しくは、運用方法が決まり次第お知らせします。
〇おやつは、特定原材料９品目（卵、乳、小麦、落花生、そば、えび、かに、くるみ、カシューナッツ）を使用していないものを提供します。

９．新１年生が利用する際の注意事項

〇新１年生は、まず学校生活や登下校に慣れることが大切です。そのため、安心して利用できるよう、当面の間は一度帰宅した後、保護者の方の送迎によりご利用ください。
〇なお、学校から直接利用できる時期については、５月の連休明けを予定しており、詳細は別途お知らせします。

10. 利用登録　利用にあたっては、事前に入退室管理システムでの利用登録が必要です。

〇一度登録すると、小学校在校中有効です。
〇登録は放課後等居場所事業を行っている拠点の部屋、お近くの子ども・子育てプラザ、児童館にて、「**登録案内**」をお受け取りください。
〇登録案内の二次元コードから入退室管理システムのフォームに必要事項を入力してください。
※新１年生は、入学式後に学校から配布される「登録案内」と「利用案内」をご確認ください。
〇国立私立小学校等その他の学校に在籍のお子さんも登録できます。

【ご注意】
令和９年度から新たに開始する放課後等居場所事業については、令和９年３月に学校を通じて「登録案内」を配布する予定です。ご案内まで今しばらくお待ちください。

登録案内受け取り可能時間

※１…児童館・堀ノ内南学童クラブ
【平日】　午前 10 時～午後６時
【土曜日】午前９時～午後５時
（祝日、日曜日、第二土曜日を除く）

※２…子ども・子育てプラザ
【平日】　午前９時～午後６時
【土曜日】午前９時～午後５時
【日曜日】午前９時～午後５時
（祝日、第一日曜日を除く）

※３…放課後等居場所事業
【平日】　放課後～午後６時
【土曜日】放課後～午後５時
（祝日を除く）
学校休業日は午前８時～午後６時
（土曜日は午前９時～午後５時まで）

学童クラブについて

杉並区公式ホームページ
「学童クラブ」

学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者の就労や疾病などにより、放課後に継続的な保護や見守りを必要とする児童を対象とした生活の場です。

利用対象などの概要は、以下のとおりです。

入会申請や詳しい要件については、「学童クラブ入会申請の手順」をご確認ください。

1．利用対象

〇区内在住又は区内の学校へ通学する児童

〇保護者及び児童の状況が入会要件に該当すること

2．入会期間

４月１日から翌年３月末日の１年間です。

〇入会は１年ごとの申請（年度単位の利用）となりますので、現在入会されている方も引き続き翌年度の入会を希望される場合は、あらためて申請していただく必要があります。

〇利用定員に空きがある場合は、年度途中の入会もできます。

3．運営日と利用時間

<table>
<tr><td rowspan="3">利用できる日と時間</td><td rowspan="2">平日（月曜～金曜）</td><td colspan="2">下校後から午後６時まで
学校休業日（春・夏・冬休み、開校記念日、運動会等の振替休校日）は午前８時から午後６時まで</td></tr>
<tr><td>利用時間延長</td><td>午後６時から午後７時まで</td></tr>
<tr><td>土曜</td><td colspan="2">午前８時 30 分から午後５時 まで</td></tr>
</table>

※土曜日の利用や利用時間の延長は、一定の要件を満たす場合に利用できます。利用を希望する場合は、事前の手続きが必要です。

※日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始（12 月 28 日～1 月４日）は休みです。

4．費用（児童一人当たり）

学童クラブ利用料	延長利用料 （利用要件あり）	スポット延長利用料 （利用要件なし）
月額 5,800 円 ①生活保護受給世帯は免除 ②就学援助を受給　2,000 円 ③複数入会（2 人目から）3,800 円 ※②に該当の場合は②を適用	**月額 1,000 円** ①生活保護受給世帯は免除 ②就学援助を受給　月額 500 円 ③複数入会（2 人目から）500 円	**１回 500 円** 生活保護受給世帯は免除

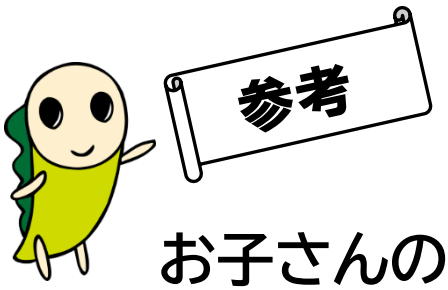
5．利用定員　▶10～13 ページ参照

学童クラブは、施設の規模などに応じて受け入れることができる人数（利用定員）を定めています。利用定員を超える申込みがあった場合は、ご希望に添えないことがあります。

児童館、子ども・子育てプラザの紹介

	児童館って？ 杉並区公式ホームページ「児童館」	子ども・子育てプラザって？ 杉並区公式ホームページ「子ども・子育てプラザ」
どんな所？	子どもたちが安心して過ごせる子ども専用の施設です。遊びや交流を通して、すべての子どもが気軽に利用できる居場所です。 いろいろな部屋があり、ボール遊びやボードゲーム、工作、読書など、自分がやりたいことができます。季節の行事や楽しいイベントなども行っています。区内に 25 館あります。	乳幼児親子を主な利用対象とする施設です。 小学生以上が利用できる部屋では、漫画や本を読んだり、ボードゲームをしたり、友達とおしゃべりをしたりしながら、ゆっくり過ごすことができます。 プレイホールでは、乳幼児親子との交流を楽しんだり、小学生同士でのびのびと遊んだりすることができます。 区内に７所あります。
対象	０歳児～18 歳までの子ども ※小学生は一人で利用することができます。	０歳児～18 歳までの子ども、 乳幼児の保護者 ※小学生は一人で利用することができます。
遊べる時間	＜平日＞午前 10 時～午後６時 ＜土曜日＞午前９時～午後５時 ※正午～午後１時は、乳幼児親子のみの利用に限ります。	＜平日＞午前９時～午後６時 ＜土曜日・日曜日＞午前９時～午後５時
お休み	第二土曜日・祝日・年末年始 日曜日はサンカード利用(親子利用)の日	第一日曜・祝日・年末年始
運営	区職員（児童指導職）が見守りを行い、遊びの支援やけがをした際の対応など、子どもたちが安心して過ごせるようサポートしています。	区職員（児童指導職）が見守りを行い、遊びの支援やけがをした際の対応など、子どもたちが安心して過ごせるようサポートしています。
申込み	申込は不要です。ただし、来館する際に「入館票」に保護者の連絡先等を記入してもらいますので、緊急時には職員がそちらに連絡します。	申込は不要です。ただし、来所する際に「利用票」に保護者の連絡先等を記入してもらいますので、緊急時には職員がそちらに連絡します。
費用	無料	無料





お子さんのいるご家庭の支援のご案内

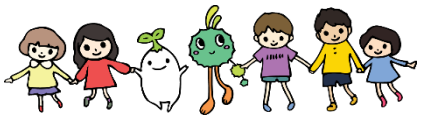
ファミリーサポートセンター

（区内在住で、おおむね 10 歳までの子どもが対象）

子どもの送迎や預かりが必要な時に、ファミリーサポートセンターの協力会員が有償でそのご家庭を支援する制度があります。援助内容には、以下のようなものがあります。

・学校施設や児童館等までの子どもの送迎
・学校の放課後または学童クラブ終了後の子どもの預かり
・保護者の外出時、急用時の子どもの預かり等

ご利用にあたっては利用会員としての登録が必要です。



＊詳しくは、以下にお問い合わせください
社会福祉法人　杉並区社会福祉協議会
ささえあい係杉並ファミリーサポートセンター
TEL　03-5347-1021

民間学童クラブについて

区内には児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として届け出がある民間の学童クラブが5か所あります。入会募集時期・利用料などは施設ごとに異なりますので、直接お問い合わせください。

コンビプラザ桃井キッズクラブ	桃井 3-7-3	03-6454-7350
ひのまる児童クラブ　※	荻窪 5-17-15	03-3391-1747
学童保育フューチャーキッズ	西荻北 2-2-16	03-6913-7365
ベネッセ学童クラブ西荻窪	西荻北 1-5-8	03-5311-2320
井荻駅前アフタースクール	上井草 1-24-14-102	03-4400-7722

※ひのまる児童クラブは令和 10 年 3 月末で事業終了のため、
令和 9 年度入会の募集はありません。

ご存知ですか？

ご存知ですか？
杉並区子どもの権利に関する条例

区では、すべての子どもが権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、令和７年４月１日に施行しました。

条例全文はこちらから▶

子どもにとって大切な権利　あらゆる場面で、子どもの権利を保障します

条例の基本理念は、世界中のすべての子どもが持つ権利を定めた「子どもの権利条約」の精神にのっとり規定しました。

子どもの権利に関する基本的な考え方(基本理念)

- ○ どんな時でも、差別的扱いを受けることがあってはならず、個人として尊重されます。
- ○ あらゆる場面で、年齢及び発達の程度に応じて、その「思い、考え、意見」を表すことができ、これらが尊重されます。
- ○ 自分に関係する全てのことについて、最善の利益（子どもにとって最もよいこと）が優先して考慮されます。
- ○ 常に命を大切にされ、成長及び発達が図られます。

安心して生きる権利



・命が守られます。健康に生きて成長することができます。
・一人ひとりが大切にされて、愛されます。
・知られたくないことは秘密にできます。
・安心してすごす居場所を持てます。

自分らしく生きる権利



・ありのままの自分が大切にされます。
・興味や関心があることに取り組むことができます。

育つ権利



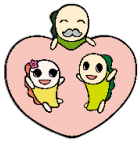
・年齢や成長に合わせて、いろいろなことを勉強したり、自分のやりたい遊びができます。
・ゆっくり休むことができます。

意見を聴かれる権利



・必要な情報を知り、自分の思いや考えを伝えることができます。
・子どもの思いや考え、意見が大切にされます。

守られる権利



・暴力、虐待、いじめ、体罰など子どもの心や体が傷つくような言葉や行動から守られます。
・心や体が傷ついたときは、すぐに助けてもらったり、救ってもらうことができます。

個別の必要に応じて支援を受ける権利



・国や性別などを理由に差別されません。
・それぞれの子どもの状況に合った助けが受けられます。

子どもの権利を守るために

子どもを取り巻く大人の役割

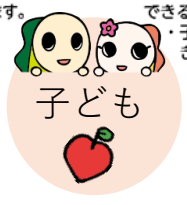
区、保護者、子ども関係施設、区民、事業者それぞれの役割を明確に定めることで、子どもの権利を保障します。

保護者

・子どもの意見を聴き、子どもにとって最善の利益を優先して考慮します。
・子どもが安心・安全に暮らすことができる生活環境を確保します。

子ども関係施設

・子どもの意見を聴き、施設運営を行うにあたっては、その意見を尊重します。
・子どもが安心・安全に過ごすことができる環境を整備します。
・子どもからの相談に対応できるようにします。



区民

子どもの意見を尊重し、子どもが様々な社会活動に参画できる機会を確保します。

事業者

その会社で働く人が仕事と子育てを両立できるような雇用環境を整備します。

杉並区

子どもの意見を聴き、子どもに関する様々な取組を考え、保護者等と協力しながら行います。

杉並区　子どもの権利相談・救済窓口
なみすけの子ども相談室

子どもが抱える悩みを解決するために、LINEやWEBフォーム・メールなどから子どもが気軽に相談できます。子どもの権利を守るためであれば、保護者など大人からの相談も受け付けます。



フリーダイヤル
なみなみ みんなよし
0120-7373-34

・上手く伝えられなくても大丈夫です。
・秘密は守ります。　・お金はかかりません。

開設時間・曜日

月・水・金／13：00～19：00
土／10：00～16：00
火・木・日・祝日・年末年始は休み

その他窓口詳細はこちらから

杉並区子ども家庭部子ども政策担当課　TEL 03-3312-2111（代表）

杉並区の小学生向け放課後の居場所一覧

●小学生の放課後の居場所について、小学校区域ごとに施設・事業を掲載しています。
●利用できる施設・事業は小学校区域に限られません。通学している小学校にかかわらず、隣接する地域の施設・事業など、どの地域の施設・事業も利用できます。
●いずれも杉並区が実施する施設・事業です。なお、＊印の施設は、民間事業者に日常の運営を委託しています。
●放課後等居場所事業、児童館及び子ども・子育てプラザには利用定員はありません。学童クラブには利用定員があります。なお、利用定員は変更となる場合があります。
●（新）の放課後等居場所事業は、令和９年度に新たに開設する予定です。
●堀ノ内南第二学童クラブ及び沓掛学童クラブ校外育成室は、令和９年度に新たに開設する予定です。

小学校		放課後等居場所事業「愛称」 学区内の児童館、子ども・子育てプラザ 学童クラブ	利用定員	所在地	電話番号
1	天沼小学校	(新)天沼小学校放課後等居場所事業「愛称未定」	―	天沼 2-46-3	未定
		天沼児童館 上荻児童館 子ども・子育てプラザ天沼	―	天沼 1-6-25 上荻 1-20-13 天沼 3-19-16 (ウェルファーム杉並 1 階)	03-3398-8717 03-3392-2356 03-5335-7319
		①天沼学童クラブ ②上荻学童クラブ	①102 ②54	①天沼児童館内 ②上荻児童館内	①03-3398-8717 ②03-3392-2356
2	井荻小学校	井荻小学校放課後等居場所事業「ざりまるひろば」＊	―	善福寺 1-10-19	080-4176-1912
		子ども・子育てプラザ善福寺	―	善福寺 1-18-9	03-3395-1576
		井荻学童クラブ＊	118	善福寺 1-11-11	03-5382-8330
3	永福小学校	永福小学校放課後等居場所事業「えいふくにこにこパラダイス」＊	―	永福 2-16-33	070-1266-6290
		―	―	―	―
		永福南学童クラブ＊	136	永福 2-6-12	03-3322-6148
4	大宮小学校	大宮小学校放課後等居場所事業「大宮れいんぼーらんど」＊	―	堀ノ内 1-12-16	080-7637-0962
		―	―	―	―
		①大宮小学童クラブ＊ ②堀ノ内南学童クラブ	①60 ②90	①堀ノ内 1-12-16 大宮小学校内 ②堀ノ内 1-9-26	①03-3317-1718 ②03-3316-5090
5	荻窪小学校	(新)荻窪小学校放課後等居場所事業「愛称未定」	―	宮前 2-13-18	未定
		宮前北児童館	―	宮前 3-29-6	03-3332-0431
		①宮前北学童クラブ ②宮前北第二学童クラブ＊	①94 ②100	①宮前北児童館内 ②宮前 2-12-1 宮前中学校内	①03-3332-0431 ②03-3332-8530
6	久我山小学校	久我山小学校放課後等居場所事業「くがっこくらぶ」＊	―	久我山 5-18-7	070-1562-5619
		―	―	―	―
		久我山学童クラブ＊	100	久我山 5-18-7 久我山小学校内	03-3331-4180
7	沓掛小学校	沓掛小学校放課後等居場所事業「くつかご」＊	―	清水 3-1-9	080-4626-2776
		本天沼児童館	―	本天沼 3-34-35	03-3395-3803
		①本天沼学童クラブ ②沓掛学童クラブ校内育成室＊ ③沓掛学童クラブ校外育成室＊	①32 ②58 ③90	①本天沼児童館内 ②清水 3-1-9　沓掛小学校内 ③清水 3-22-4	①03-3395-3803 ②03-6913-9885 ③03-3395-3803 (本天沼児童館)
8	高円寺小学校	高円寺学園放課後等居場所事業「えんじークラブ」＊	―	高円寺北 1-4-11	080-9646-6797
		子ども・子育てプラザ高円寺	―	高円寺南 2-52-2	03-3315-0395
		高円寺学園学童クラブ＊	180 重度重複障害児6	高円寺北 1-4-11 高円寺学園内	03-5942-8501

小学校		放課後等居場所事業「愛称」 学区内の児童館、子ども・子育てプラザ 学童クラブ	利用定員	所在地	電話番号
9	三谷小学校	三谷小学校放課後等居場所事業「さんやなかよしひろば」＊	―	上井草 3-14-12	080-6783-7286
		上井草児童館 今川児童館	―	上井草 3-6-24 今川 3-3-18	03-3390-2228 03-3394-5302
		①上井草学童クラブ ②今川学童クラブ	①108 ②62	①上井草児童館内 ②今川児童館内	03-3390-2228 03-3394-5302
10	四宮小学校	四宮小学校放課後等居場所事業「しのみやランド」	―	上井草 2-12-26	080-4320-8560
		四宮森児童館	―	上井草 2-41-11	03-3395-1574
		①四宮森学童クラブ ②今川北学童クラブ＊	①81 重度重複障害児5 ②100	①四宮森児童館内 ②今川 2-22-23	①03-3395-1574 ②03-3397-1201
11	松庵小学校	松庵小学校放課後等居場所事業「しょうあんS.H.I.」	―	松庵 2-23-24	080-4320-8563
		松庵児童館	―	松庵 2-23-34	03-3334-0067
		松庵学童クラブ	77	松庵児童館内	03-3334-0067
12	新泉和泉 小学校	杉並和泉学園放課後等居場所事業「いずみんなクラブ」＊	―	和泉 2-17-14	070-3827-1834
		子ども・子育てプラザ和泉	―	和泉 2-36-14	03-3328-6550
		①和泉学園学童クラブ校内育成室＊ ②和泉学園学童クラブ校外育成室＊	①150 ②55	①和泉 2-17-14 和泉学園内 ②和泉 2-36-11	①03-3323-6107 ②03-5300-5081
13	杉並第一 小学校	実施なし（なお、地域団体による放課後こども教室が実施されています）	―	―	―
		阿佐谷児童館	―	阿佐谷北 1-1-1	03-3337-7481
		阿佐谷学童クラブ	108	阿佐谷児童館内	03-3337-7481
14	杉並第二 小学校	杉並第二小学校放課後等居場所事業「はっぴぃタイム」＊	―	成田西 3-4-1	070-4538-7775
		子ども・子育てプラザ成田西	―	成田西 3-10-38	03-3391-1857
		杉二学童クラブ＊	200	成田西 3-4-1 杉並第二小学校内	03-3314-2208
15	杉並第三 小学校	杉並第三小学校放課後等居場所事業「すぎさんなかよしトロピカルーム」＊	―	高円寺南 1-15-13	080-3510-5066
		高円寺東児童館	―	高円寺南 1-7-22	03-3315-1802
		①高円寺東学童クラブ ②杉三学童クラブ＊	①66 ②73	①高円寺東児童館内 ②高円寺南 1-15-13 杉並第三小学校内	①03-3315-1802 ②03-5929-7531
16	杉並第六 小学校	(新)杉並第六小学校放課後等居場所事業「愛称未定」	―	阿佐谷南 1-24-21	未定
		高円寺南児童館	―	高円寺南 3-24-15	03-3315-1866
		高円寺南学童クラブ	71	高円寺南児童館内	03-3315-1866
17	杉並第七 小学校	杉並第七小学校放課後等居場所事業「わいわい杉七」＊	―	阿佐谷南 3-19-2	080-5508-7475
		―	―	―	―
		杉七学童クラブ＊	100	阿佐谷南 3-19-2 杉並第七小学校内	03-5347-0661
18	杉並第九 小学校	杉並第九小学校放課後等居場所事業「すぎくラブ」＊	―	本天沼 1-2-19	070-7783-0872
		―	―	―	―
		杉九学童クラブ＊	145	本天沼 1-2-19 杉並第九小学校内	03-6913-5385

小学校		放課後等居場所事業「愛称」 学区内の児童館、子ども・子育てプラザ 学童クラブ	利用定員	所在地	電話番号
19	杉並第十 小学校	(新)杉並第十小学校放課後等居場所事業「愛称未定」	―	和田 3-55-49	未定
		堀ノ内東児童館	―	堀ノ内 3-49-19-101	03-3315-7923
		堀ノ内東学童クラブ	89	堀ノ内東児童館内	03-3315-7923
20	済美小学校	済美小学校放課後等居場所事業「せいびニコニコひろば」＊	―	堀ノ内 1-17-24	080-7637-0979
		―	―	―	―
		①堀ノ内南学童クラブ ②堀ノ内南第二学童クラブ	①90 ②55	①堀ノ内 1-9-26 ②堀ノ内 2-22-3	①03-3316-5090 ②03-3316-5090 （堀ノ内南学童クラブ）
21	高井戸 小学校	(新)高井戸小学校放課後等居場所事業「愛称未定」	―	高井戸西 2-2-1	未定
		高井戸児童館	―	高井戸西 2-5-10	03-3334-0902
		①高井戸学童クラブ ②高小学童クラブ＊	①100 ②120	①高井戸児童館内 ②高井戸西 2-2-1 高井戸小学校内	①03-3334-0902 ②03-3247-2231
22	高井戸第二 小学校	(新)高井戸第二小学校放課後等居場所事業「愛称未定」	―	久我山 4-49-1	未定
		宮前児童館	―	宮前 4－15-13	03-3332-0455
		①宮前学童クラブ ②高二学童クラブ＊	①90 ②60	①宮前児童館内 ②久我山 4-49-1 高井戸第二小学校内	①03-3332-0455 ②03-3332-7812
23	高井戸第三 小学校	高井戸第三小学校放課後等居場所事業「たかさんアドベンチャー」＊	―	下高井戸 4-16-24	090-1910-5274
		子ども・子育てプラザ下高井戸	―	下高井戸 4-19-6	03-3304-0260
		高三学童クラブ＊	150	下高井戸 4-16-24 高井戸第三小学校内	03-3303-0563
24	高井戸第四 小学校	高井戸第四小学校放課後等居場所事業「たかしルーム」＊	―	西荻南 1-8-16	080-6783-7279
		西荻南児童館	―	西荻南 3-5-23	03-3334-0903
		西荻南学童クラブ	79	西荻南児童館内	03-3334-0903
25	高井戸東 小学校	(新)高井戸東小学校放課後等居場所事業「愛称未定」	―	高井戸東 1-12-1	未定
		上高井戸児童館	―	高井戸東 1-18-5	03-3304-4773
		①上高井戸学童クラブ ②上高井戸第二学童クラブ	①97 ②30	①上高井戸児童館内 ②高井戸東 1-12-1 高井戸東小学校内	①03-3304-4773 ②03-3306-4485
26	西田小学校	西田小学校放課後等居場所事業「にしたあそびの森」＊	―	荻窪 1-38-15	070-3532-3208
		荻窪児童館	―	荻窪 2-40-2	03-3391-0017
		①荻窪学童クラブ ②西田学童クラブ＊	①116 ②91	①荻窪児童館内 ②荻窪 1-38-15　西田小学校内	①03-3391-0017 ②03-5335-7753
27	八成小学校	八成小学校放課後等居場所事業「はちなりパーク」＊	―	井草 2-25-4	070-3532-3209
		井草児童館	―	井草 2-15-15	03-3390-9666
		①井草学童クラブ ②八成学童クラブ＊	①83 ②73	①井草児童館内 ②井草 2-25-4　八成小学校内	①03-3390-9666 ②03-3301-1260
28	浜田山 小学校	浜田山小学校放課後等居場所事業「はまきち」＊	―	浜田山 4-23-1	080-7637-1048
		―	―	―	―
		①浜田山学童クラブ校内育成室＊ ②浜田山学童クラブ校外育成室＊	①100 ②145	①浜田山 4-23-1 浜田山小学校内 ②浜田山 4-21-3	①03-5306-6678 ②03-3317-5166
29	東田小学校	東田小学校放課後等居場所事業「チャッピーズワイド」＊	―	成田東 1-21-1	070-7607-1024
		―	―	―	―
		東田学童クラブ＊	120	成田東 1-21-1 東田小学校内	03-5378-8831

小学校		放課後等居場所事業「愛称」 学区内の児童館、子ども・子育てプラザ 学童クラブ	利用定員	住所	電話番号
30	富士見丘 小学校	富士見丘小学校放課後等居場所事業「ふじみひろば」＊	―	久我山 2-19-1	080-1486-1177
		高井戸西児童館	―	高井戸西 1-17-5	03-3332-0438
		富士見丘学童クラブ＊	150	久我山 2-19-1 富士見丘小学校内	03-3247-8320
31	方南小学校	(新)方南小学校放課後等居場所事業「愛称未定」	―	方南 1-52-14	未定
		方南児童館	―	方南 1-51-7	03-3323-6105
		方南学童クラブ	136	方南児童館内	03-3323-6105
32	堀之内 小学校	(新)堀之内小学校放課後等居場所事業「愛称未定」	―	堀ノ内 3-24-11	未定
		松ノ木児童館	―	松ノ木 2-33-6	03-3315-6028
		①松ノ木学童クラブ ②松ノ木第二学童クラブ	①88 ②33	①松ノ木児童館内 ②松ノ木3-3-4 ケア 24 松ノ木２階	①03-3315-6028 ②03-3314-1151
33	松ノ木 小学校	松ノ木小学校放課後等居場所事業「まつぼっくり」＊	―	松ノ木 1-2-26	070-7607-1023
		―	―	―	―
		松ノ木小学童クラブ＊	60	松ノ木 1-2-26 松ノ木小学校内	03-3316-9294
34	馬橋小学校	(新)馬橋小学校放課後等居場所事業「愛称未定」	―	高円寺北 4-28-5	未定
		馬橋児童館	―	高円寺北 4-2-17	03-3330-0794
		馬橋学童クラブ	108	馬橋児童館内	03-3330-0794
35	桃井第一 小学校	桃井第一小学校放課後等居場所事業「ももいちスマイルラボ」＊	―	桃井 2-6-1	080-7225-9580
		桃井児童館	―	桃井 2-10-9	03-3396-4527
		①桃井学童クラブ ②桃一学童クラブ＊	①83 ②86	①桃井児童館内 ②桃井 2-6-1 桃井第一小学校内	①03-3396-4527 ②03-3396-8431
36	桃井第二 小学校	桃井第二小学校放課後等居場所事業「ももにランド」＊	―	荻窪 5-10-25	070-7523-9662
		―	―	―	―
		桃二学童クラブ＊	165	荻窪 5-10-25 桃井第二小学校内	03-3392-8027
37	桃井第三 小学校	桃井第三小学校放課後等居場所事業「ももさんスマイルスクール」＊	―	西荻北２-10-7	080-5870-7598
		―	―	―	―
		桃三学童クラブ＊	109	西荻北２-10-7 桃井第三小学校内	03-3396-3501
38	桃井第四 小学校	桃井第四小学校放課後等居場所事業「マナルルキッズ」＊	―	善福寺 3-3-5	080-6783-7275
		善福寺北児童館	―	善福寺 3-13-10	03-3396-7936
		善福寺北学童クラブ	103	善福寺北児童館内	03-3396-7936
39	桃井第五 小学校	桃井第五小学校放課後等居場所事業「ももごスマイルひろば」＊	―	下井草 4-22-4	070-7523-9664
		子ども・子育てプラザ下井草	―	下井草 3-13-9	03-3396-8888
		桃五学童クラブ＊	150	下井草 4-23-8	03-3399-5185
40	和田小学校	和田小学校放課後等居場所事業「キラキラわだっ子ルーム」	―	和田 2-30-21	080-4320-8568
		和田中央児童館	―	和田 1-38-18	03-3382-0400
		和田中央学童クラブ	93	和田中央児童館内	03-3382-0400

◆　杉並区の放課後等居場所事業、児童館、子ども・子育てプラザ、学童クラブマップ

※放課後等居場所事業は各小学校内で実施します。マップ上では各小学校の位置を表示しています。

